令和８年１１月６日

細野　豪志　復興大臣　様

埼玉県知事　大野　元裕

復興再生土の利用における住民理解醸成の促進に関する要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県が抱える課題に関する下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　現状・課題等

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染作業により福島県内で発生した除去土壌は法律で２０４５年３月までに福島県外で最終処分することとなっている。

国は、２０２５年に除去土壌の再生利用、最終処分に向けた制度改正、ガイドラインの整備を行うとともに、当面５年程度のロードマップを策定し、中央官庁や地方支分部局の庁舎等における率先した事例の創出により、国民の理解醸成を図っている。

ロードマップでは、復興再生利用に対する理解醸成の状況を踏まえつつ、各府省庁が連携して、公共事業や公共施設における造成、盛土、埋立等への利用等、実用途における先行事例を創出していくとされている。

令和８年８月、地方支分部局の庁舎における初めての事例として、宮城県、埼玉県の合同庁舎の花壇において、復興再生土の利用が行われた。

さいたま新都心における復興再生土の利用については、法律の基準、ガイドライン等に従い適切に施工され、その後のモニタリングにおいても、利用場所における空間線量率は人体への影響を無視できるレベルであることが確認されているものと認識している。

一方で、今回の利用に当たっては、今後長期にわたる管理や災害等による流出対策など安全性に関する不安や、施工に至るまでの住民とのコミュニケーションプロセスに関し、様々な意見を頂いているところである。

今後、復興再生土の利用を加速させていくためにも、福島県外での利用に関する国民の理解醸成はもとより、利用場所における住民の理解醸成は不可欠である。

2　要望項目

復興再生土の利用の必要性、安全性及び管理方法について、科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信を全国的に展開するとともに、住民の理解醸成については、十分な事前説明を含め、国が責任をもって丁寧に対応すること。

住民理解を深めるため、経済界やマスコミなどオピニオンリーダーを通じて、科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信を一層強化すること。説明や情報発信の際は、モニタリング結果を身の回りの放射線と比較するなど、住民に伝わりやすい工夫を行うこと。

また、風評被害の発生防止に万全を期し、万一影響が生じた場合には、国の責任において必要な対策及び支援措置を講じること。